

個別目標	取組方針	指標	目標値	達成年度	具体的な取組	令和2年度の具体的な取組	担当部署		
4-1 3Rの実施を推進する	家庭系可燃ごみの減量の推進	市民1人1日あたりの可燃ごみ排出量	450g以下	各年度		【具体的な目標値】 450g以下/各年度 ※平成26年10月、甲府市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、平成30年度に生活系可燃ごみの排出量を450g/人・日とすることとした。	減量課		
						生ごみ処理機(ボカシ容器・電気式処理機)の購入補助		家庭における生ごみの減量と堆肥化を推進するため、ボカシ容器及び機械式の処理機器の購入に対する補助を行う。 ・容器式:2,000円までは全額、2,000円を越えた部分はその額の2分の1とし、限度額は5,000円 ・機械式:20,000円までは全額、20,000円を越えた部分はその額の3分の2とし、限度額は50,000円	
						EMボカシの無料配付		生ごみの減量化と堆肥化を目的に結成された登録団体や個人を対象として、生ごみ発酵促進剤であるEMボカシの無料配付を行う。	
						しんぶんコンポストキットの配付		家庭から排出される生ごみの堆肥化を支援するため、希望する市民に対して、しんぶんコンポストキットを無料で提供し、普及と拡大に努める。	
	有価物・資源物の回収の推進	資源化率(リサイクル率)	28%以上	R4		【具体的な目標値】 28%以上 (参考)平成30年度資源化率20.20%			
						ミックスペーパー分別の徹底			可燃ごみに混在しているミックスペーパーの分別について、チラシ等により分別意識の高揚や習慣化を促進し、回収量の増加を図る。
						容器包装廃棄物分別の徹底			容器包装リサイクル法の対象品目である「紙製容器包装類」の分別収集を紙箱・紙袋・包装紙の3品に限って、有価物回収・資源物回収の日に実施する。
						自治会の有価物集団回収の報奨金による奨励			自治会が自主的に取り組む集団回収として、家庭から排出された資源となる物を地域の皆様で品目ごとに選別作業を行い、回収量に応じて報奨金を交付する。
						リサイクル推進員制度を活用した分別排出の推進			自治会長が推進員となり、ごみ集積所における排出指導と環境美化のため、地区内の全集積所の状況を把握しながら環境問題の責任者として活動を推進し、ごみの減量化や再資源化への協力や啓発活動を行う。
						資源物24時間ステーションの設置			甲府市自治会連合会と連携を図る中で、設置を希望する地区連合会や自治会と候補地の選定、協議調整、地元住民への説明会の開催などを行い、条件が整った場合は翌年度に予算化して設置する。
						プラスチック製容器包装の分別回収			甲府市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、家庭ごみの発生抑制と減量化及び資源リサイクルを進めるため、「その他プラスチック製容器包装」の分別収集を、平成28年12月3日(毎週土曜日)より、市内全域で開始した。今後も市民への周知徹底を図り、回収量の増加を図る。
	使用済み小型電子機器からの希少金属の回収	環境センター、市役所本庁舎、公民館等に設置されたボックス回収とともに、イベント開催時等での回収を行い、回収量の拡大を図る。							
	3R啓発の推進	ごみへらし隊による延べ活動回数、延べ参加人数	活動回数180回、参加者数1万人	H24~R4		【具体的な目標値】 活動回数180回、参加者数10,000人 (参考)平成29年度活動回数136回 参加者数6240人			
						ごみへらし隊による啓発活動			ごみへらし隊の活動範囲を広げるため、自治会や各種団体等への出前講座の活用をPRするとともに、ごみ減量と資源リサイクルに対する市民意識の向上を図る。
分別排出普及啓発用チラシ等の作成、配布						分別チラシを作成し、自治会連合会の協力を得る中で、組回覧等による啓発活動を行う。			
リサイクルプラザの利用の推進						リサイクルプラザの利用促進を図るため、各種環境教育・講座を増やし、魅力ある施設に向けた取り組みを行う。			
事業系廃棄物の排出を削減する	事業系一般廃棄物の排出量	前年度より減少	各年度		【具体的な目標値】 前年度より減少していること (参考)平成27年度 25,079.0トン【可燃・不燃】 平成28年度 24,713.3トン【可燃・不燃】 平成29年度 23,131.8トン【可燃・不燃】 平成30年度 22,974.2トン【可燃・不燃】				
					多量排出事業者に対する事業系一般廃棄物削減等の啓発		・「甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第15条に基づき、多量排出事業者には減量化計画書等の提出をいただく。 ・提出された減量化計画書等を検証し、一般廃棄物処理計画に基づいた施策への協力依頼を行う。 ・必要な場合、事業所への立入調査を行う。		
					剪定枝・落ち葉や廃食用油などのバイオマス資源の活用		市民団体に対する支援として、堆肥化簡易容器の貸し出し、個人向けには落葉の堆肥化キットを配布する取り組みを継続して行う。(行政回収による落葉の堆肥化は休止中)		
その他の取組					下水污泥焼却灰の再利用	発生した焼却灰全量をセメント原料等として再利用する。 (予定搬出量:742t)	上下水道局 (浄化センター)		

個別目標	取組方針	指標	目標値	達成年度	具体的な取組	令和2年度の具体的な取組	担当部署	
4-2 持続可能な農業を推進する	経営耕地面積の維持	経営耕地面積	881haを確保	R2		【具体的な目標値】 下記の各種事業を実施することにより、耕作放棄に至るのを未然に防止するとともに、耕作放棄地を解消することにより経営耕地の確保・保全に努めていく。	農政課	
						農地転用の規制強化	農地転用許可基準を厳格に守ることにより、農地転用の規制強化を行うこととし、農地転用面積を必要最低限とすることで、経営耕地の確保・保全に努める。	
						耕作放棄地の解消促進	農地の再生利用に向け、機械の貸付を行う。	就農支援課
						中山間地域等直接支払制度の活用	中山間地域の持つ多目的機能の維持保全を確保するため、耕作放棄地の増加防止を目的に事業展開を図る。なお、第5期対策として、令和2年度から令和6年度までの(5年間)となっている。	農政課
						多面的機能支払制度の活用	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理の推進を図る。	
						経営所得安定対策の活用	経営所得安定対策の活用を積極的に図り、耕作放棄を未然に防止し経営耕地の確保・保全に努める。	
						農用地利用集積円滑化事業の実施	農地中間管理事業に移行したため、実施なし。 (「利用権設定等促進事業」を新たに具体的な取り組みに追加)	
						市民農園の整備	市民農園開設希望者に開設までの法的な手続き等の補助を行う。	就農支援課
						利用権設定等促進事業	農用地等について利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を促進し、経営耕地の保全・活用に努める	農政課
	エコファーマーの推進	エコファーマー認定人数	年間3人の認定	各年度		【具体的な目標値】 年間3人の認定を目指す。	就農支援課	
					エコファーマー制度の認定増加に向けた指導	安全安心な農産物の提供及び農地の健全な保全を進めていくため、化学合成農薬の使用低減をPRしていく。		
					化学合成肥料の使用低減及び有機農業の指導推進	化学合成農薬の使用低減のPR及び有機農業実施者への協力を行う。		